

## 法科大学院特別任用教員の任用等に関する細則

2010年5月19日 大学評議会承認

2010年6月18日 常務理事会承認

2010年7月23日 臨時理事会承認

### (目的)

第1条 この細則は、「任期制教員の任用に関する規程」に則って法科大学院で任用される教員（以下「特別任用教員」という。）の任用等につき必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

第2条 特別任用教員は、高度な知識または豊富な経験を有する者で、法科大学院に関わる先端的、学際的または総合的な教育研究の分野・方法の特性にふさわしい優れた知識・実務経験・教育能力を有する者でなければならない。

### (任期)

第3条 特別任用教員の契約期間は、各年4月または9月に始まり1年を単位として定め、講師以上については4年以内、助手については3年以内とする。ただし、教授については特別の場合5年以上8年以内の任期を定めることができる。

2 再任は、第4条の規定に準じた手続きにより、2回を限度として行うことができる。

ただし、再任の期間は合せて4年を超えることはできない。

3 就任1年以上経過したのち、特別任用教員は理事長に申し出ることによって、退職することができる。

### (任用手続等)

第4条 特別任用教員の選考には、原則として本学教員選考基準を準用する。ただし、第2条に定める要件に鑑み相当の必要性が認められる場合にはこの限りではない。

2 特別任用教員の任用は、法科大学院教授会で発議し、大学評議会の承認を得るものとする。また、教授としての任用には、さらに理事会の承認を得るものとする。

3 任期中の昇格は行わない。

4 特別任用教員の再任は、旧任期の最後の学期に開催される評議会で審議される。

5 特別任用教員は、本学の定年の規程にかかわらず任用することができる。ただし、契約期間の終了時点で68歳を超える契約については、新任、再任を問わず任期のうち68歳を超える期間は2年以内とする。

6 4年を超える任期に関わる案件については、法科大学院人事教授会、大学評議会において、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

### (任用の制限)

第5条 本学において専任講師以上の専任教員であった者は、退職後4年間は特別任用教員となることはできない。特別任用教員をその任期終了後、通常の手続を経た上で任期の定めのない専任教員として任用することは、これを妨げない。

### (所属・職務)

第6条 講師以上の特別任用教員は、法科大学院教授会の構成員となる。また、任期の定めのない教員に準じて、人事教授会の構成員となる。ただし、任期終了後に任用または

再任される専任教員に関わる人事教授会には出席しあるいは議決権を行使することはできない。

- 2 講師以上の特別任用教員の授業担当基準時間は、任期の定めのない専任教員に準じて、年間 10 コマ（1 コマは1時間の授業を1学期 15 回程度行なうことに相当する）を基準とする。ただし、教授会が必要と認める場合には、任用時の個別の契約により年間 6 コマまでを下限として減ずることができる。
- 3 講師以上の特別任用教員の教授は、前項に定める授業担当のほか、各種委員会等委員、入学試験関連業務およびその他法務職研究科長の指示に基づく学生指導等、任期の定めのない教員と同等の義務を負う。ただし、本項の職務については、法科大学院教授会の決定に基づき大学評議会の承認を経た後、個別の契約により一部を追加または免除することができる。

（助手）

第7条 特別任用教員のうち助手の任用は、「大学の教員等の任期に関する法律」第4条第1項第1号または同第3号の趣旨に則して次の各号のいずれか一に該当するものでなければならない。

(1) 法科大学院における教育内容の特性に鑑み、当該助手の技能・知識が特に必要とされる場合。

(2) 法科大学院附属研究所が定め、または参画する期間を定めた特定の研究プロジェクトに主として従事させる場合。

（就業規則の適用）

第8条 特別任用教員には、特に定めのある場合を除き、「学校法人明治学院就業規則」を適用する。

（研究室）

第9条 講師以上の特別任用教員には、研究室の使用を認めることができる。

（特別研究制度等）

第10条 特別任用教員には、「在外研究員制度」および「特別研究制度」は適用しない。

（給与）

第11条 特別任用教員の給与は、年俸制とし詳細は別に定める「法科大学院特別任用教員給与規程」による。

（所管）

第13条 この細則に基づく特別任用教員の受入および契約等に関する業務は、人事部人事課がこれを所管する。

（細則の改廃）

第14条 この細則の改廃は、大学評議会および理事会の議を経なければならない。

付 則

- 1 この細則は、2011年4月1日から施行する。

## 別表

職位	任期	再任等に関する事項	根拠
教授	5年	可（1回，更新期間は4年）	大学教員任期法4条1項1号
准教授	3年	可（1回，更新期間は3年）	大学教員任期法4条1項1号
専任講師	3年	可（1回，更新期間は3年）	大学教員任期法4条1項1号
助手	3年	可（1回，更新期間は3年）	大学教員任期法4条1項1号，2号